

平成17年度消防庁組織体制の充実強化 ～ 消防庁に国民保護・防災部の設置 ～

1 施策の概要

大規模・特殊災害、有事、テロ等への応急対応体制の強化等を目的に、機構・定員を充実強化。

【機構関係】

- ・「国民保護・防災部」の設置(新設)
- ・「参事官(応急対策担当)」の設置(新設)

【定員関係】(現行定数:119人)

- ・「航空専門官」(1人)、「テロ対策専門官」(1人)、「地域情報把握専門官」(4人)など15人増員

2 背景

消防庁は、従来の「政策庁」から、「危機管理」・「治安」に対する「政策・実施庁」へと大きく変化。

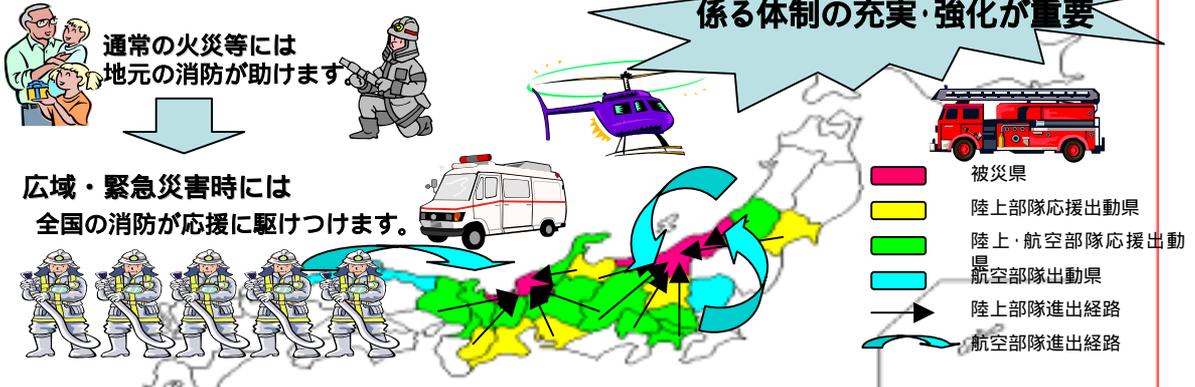
緊急消防援助隊制度を法定化(消防組織法の改正(16.4.1施行))

緊急消防援助隊に対する消防庁長官指示権の創設(消防組織法の改正(16.4.1施行))

国民保護法制上、基幹的役割を担当(国民保護法の制定(16.9.17施行))

3 イメージ図

緊急消防援助隊の確実な運用



国民保護の確実な推進



担当：消防庁総務課 山口理事官 阿部係長
電話 5253-7521 FAX 5253-7531